

## 宿毛市結婚等新生活支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市結婚等新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、婚姻又は宿毛市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱（令和6年宿毛市告示第84号。以下「パートナーシップ等要綱」という。）に規定するパートナーシップの登録に伴う新生活を経済的に支援することで、地域における少子化対策及び定住人口の増加を図るため、宿毛市補助金交付規則（昭和48年宿毛市規則第9号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)夫婦等 申請日の属する年度の前年度の1月1日から申請日の属する年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦（再婚の場合を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ等要綱第2条第3号に規定するパートナーシップの登録を受けた二者をいう。
- (2)住居費 婚姻又はパートナーシップの登録を機に新たに物件を購入若しくはリフォームし、又は賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、賃料について、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は補助対象外とする。
- (3)引越費用 引越業者又は運送業者へ支払った費用を対象とする。ただし、不用品の処分費用は除く。
- (4)貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する夫婦等とする。

- (1)夫婦等共に婚姻等日（婚姻届を提出し、受理された日又はパートナーシップ登録日をいう。）における年齢が39歳以下であること。
- (2)夫婦等の所得（申請時点での最新の所得証明書をもとに、夫婦等の所得を合算した金額）が500万円未満であること。ただし、夫婦等の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除することができる。
- (3)入居対象となる住居が宿毛市内にあり、申請時において夫婦等共に住所が当

該住居となっており、かつ、５年以上継続して居住する意思があること。

(4)生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による住宅扶助又はその他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(5)過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと（ただし、次項に該当する夫婦等を除く）。

(6)夫婦等の双方が県税及び市税等を滞納していないこと。

(7)夫婦等の双方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

２ 前項に該当する者として前年度に補助金の交付を受けており、交付を受けた補助金が、第４条第１項に規定する補助金の限度額に達しなかった夫婦等。

（補助金の額等）

第４条 市は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とする。１組当たりの補助金の額については、夫婦等ともに婚姻日又はパートナーシップ登録日における年齢が２９歳以下の場合で６０万円、これ以外の場合で３０万円を限度とし、予算の範囲内において交付する。

２ 前項に規定する補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

３ 住居費及び引越費用の補助の対象となる費用は、申請日の属する年度の４月１日から申請日の属する年度の３月３１日までの間に支払いが完了したものとし、補助対象期間は、申請日の属する年度の４月１日から申請日の属する年度の３月３１日までとする。

４ 前条第２項に規定する夫婦等の補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、第１項に規定する補助金の限度額から前年度に当該夫婦等に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宿毛市結婚等新生活支援事業費補助金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は夫婦の個人事項証明書）、宿毛市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証又は宿毛市パートナーシップ・ファミリーシップ登録カード

(2)夫婦等の住民票の写し

(3)夫婦等の所得証明書

- (4) 夫婦等の県税に滞納がないことを証する書類
  - (5) 夫婦等の市税に滞納がないことを証する書類
  - (6) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
  - (7) 入居対象となる住居の売買契約書の写し及び領収書の写し（住居を購入した場合）
  - (8) 入居対象となる住居の請負契約書の写し及び領収書の写し（住居を新築した場合）
  - (9) 入居対象となる住居の賃貸借契約書の写し及び領収書の写し（住居を賃貸している場合）
  - (10) 住宅手当等が確認できる書類
  - (11) 住居の敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を支払ったことがわかる書類
  - (12) 引越しに係る領収書の写し（引越費用等）
  - (13) 誓約書（第2号様式）
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 継続して補助金の交付を受けようとする者（以下「継続申請者」という。）は、宿毛市結婚等新生活支援事業費補助金交付申請書（継続）（第1－2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は夫婦の個人事項証明書）、宿毛市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証又は宿毛市パートナーシップ・ファミリーシップ登録カード
  - (2) 夫婦等の住民票の写し
  - (3) 夫婦等の所得証明書
  - (4) 夫婦等の県税に滞納がないことを証する書類
  - (5) 夫婦等の市税に滞納がないことを証する書類
  - (6) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
  - (7) 入居対象となる住居の売買契約書の写し及び領収書の写し（住居を購入した場合）
  - (8) 入居対象となる住居の請負契約書の写し及び領収書の写し（住居を新築した場合）
  - (9) 入居対象となる住居の賃貸借契約書の写し及び領収書の写し（住居を賃貸している場合）
  - (10) 住宅手当等が確認できる書類
  - (11) 住居の敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を支払ったことがわかる書類

(12)引越しに係る領収書の写し（引越費用等）

(13)誓約書（第2号様式）

(14)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、宿毛市結婚等新生活支援事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、申請者が別表に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

2 市長は、補助金の交付を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

（補助金の請求）

第7条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、宿毛市結婚等新生活支援事業費補助金請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による請求の内容が適当であると認めたときは、補助対象者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を変更し、又は取り消すことができる。

(1)偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)第3条各号に該当しなくなったとき。

(3)前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、宿毛市結婚等新生活支援事業費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、宿毛市結婚等新生活支援事業費補助金返還命令書（第6号様式）により、期限を定めて返還を求めるものとする。

（次年度に引き続き補助金の交付を受ける者の資格の認定申請）

第11条 次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者であって、第4条第3項に定める補助対象期間内に第5条に定める交付申請を行うことが困難な者は、宿毛市結婚等新生活支援事業費補助金資格認定申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1)婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は夫婦の個人事項証明書）、宿毛市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証又は宿毛市パートナーシップ・ファミリーシップ登録カード
- (2)夫婦等の住民票の写し
- (3)夫婦等の所得証明書
- (4)夫婦等の県税に滞納がないことを証する書類
- (5)夫婦等の市税に滞納がないことを証する書類
- (6)貸与型奨学金の返還額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
- (7)誓約書（第8号様式）
- (8)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（資格の認定）

第12条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合、その内容を審査し、資格を認めるときは、宿毛市結婚等新生活支援事業費補助金資格認定書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（資格の認定取り消し）

第13条 市長は、資格認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の資格認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により資格認定を受けたとき。
- (2) 第3条各号に該当しなくなったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により資格認定を取り消したときは、宿毛市結婚等新生活支援事業費補助金資格認定取消通知書（様式第10号）により、資格認定者に通知するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年5月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後要綱は、令和5年4月1日以降の申請者から適用する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

- 1 暴力団又は暴力団員等であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財政上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。